

技術者資格認定制度の募集開始案内と 事業者認定制度の詳細案内

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 エコチューニング推進センター



環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

本日の内容

- ① エコチューニング推進センターについて
- ② エコチューニング技術者資格認定制度と平成 28年度の募集案内について
- ③ エコチューニング事業者認定制度について

エコチューニング推進センター



「エコチューニング認定制度運営ガイドライン(第1版)」 平成27年10月

「エコチューニング」の技術者資格制度・事業者認定制度等を全国的に展開し、推進していくための制度運営に関する方針を整理したもの。

- エコチューニング推進センターの役割
- ・エコチューニング認定制度運営の基本方針

平成27年10月一般公募



公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会を選定



エコチューニング推進センターと認定制度を運営

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

2

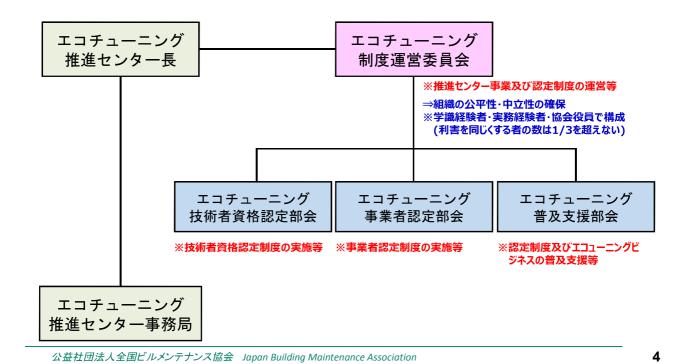
環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

エコチューニング推進センターの役割



エコチューニング推進センターの組織



環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

エコチューニング技術者資格認定制度

エコチューニング技術者とは

エコチューニングの実施主体になる技術者です。

【第一種エコチューニング技術者】と【第二種エコチューニング技術者】 の2種類の資格があります。

第一種エコチューニング技術者

◎建築物におけるエネルギーの消費実態や特性を把握した上で、設備機器・システムを 効率良く運転するためのエコチューニング計画等を策定し、さらに「①計画→②実践 →③効果検証→④改善」を実践指導する技術者です。

第一種は、エコチューニング事業者認定を受けるための必要資格です。

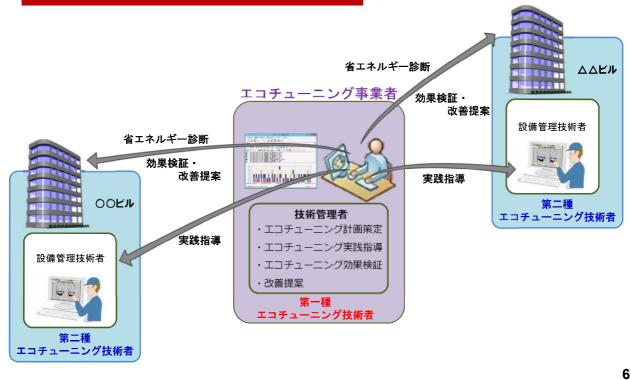
第二種エコチューニング技術者

◎ ビルの設備管理において省エネルギーに関しての一定の基礎技術を有し、エコチューニング計画に基づき、設備機器・システム等を適切に運用できる技術者です。

第二種は、エコチューニングビジネスを遂行する上で、設備管理現場で実践部分を担 う資格者です。

5

エコチューニング技術者とは



公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

エコチューニング技術者の資格認定を受けるために

第一種エコチューニング技術者



※1:修了試験不合格者は、翌年度に限り修了試験(講習会受講免除)から審査が受けられます。

※2:実践課題審査不合格者は、翌年度に限り実践課題から審査が受けられます。

第二種エコチューニング技術者



※1:修了試験不合格者は、翌年度に限り修了試験(講習会受講免除)から審査が受けられます。

第一種エコチューニング技術者

Step 1 「資格講習受講申請」 平成28年度の申請期間:3月17日(木)~4月15日(金)

- ◆受講申請の提出書類
 - 1. エコチューニング技術者資格認定講習会受講申込書(様式1)
 - 2. 実務経験証明書(様式2)
 - 3. 添付書類
 - ・受講資格に係る所持資格等を証明する免状等(写)
 - ·受講料振込票(写)

<注意事項>

- 1. 虚偽の申請があった場合は、「認定」が取り消されることがあります。
- 2. 提出された申請書類は、理由の如何にかかわらず返却はいたしません。
- ◆受講申請書類の送付先(消印有効)

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5 – 1 2 – 5 ビルメンテナンス会館 5 F 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会内 エコチューニング推進センター

◆受講申請様式の入手方法

受講申請に必要な申請様式は、エコチューニング推進センターホームページよりダウンロードできます。

郵送による入手を希望される場合は、92円切手を貼り返信先を明記した返信用封筒(定型: 長型3号封筒)を同封の上、郵送でご請求ください。

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

8

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

第一種エコチューニング技術者

受講資格:次のA·Bいずれかの要件を満たしていなければなりません

①技術士(建設、電気電子、機械、衛生工学)、②エネルギー管理士、③建築設備士、 ④電気主任技術者、⑤ボイラ技士(特級・1級)、⑥建築物環境衛生管理技術者、⑦1級 ビル設備管理技能士、⑧設備設計一級建築士のいずれかの資格を所持し、建築物の工 ネルギー管理に関する実務経験が概ね1年以上であること。

①第二種エコチューニング技術者資格取得後、<mark>建築物のエネルギー管理に関する実務</mark> 経験が2年以上であること。

◆建築物のエネルギー管理に関する実務経験とは?

- ①ビルの設備(電気・空調・給排水衛生設備等)の維持管理業務
- ②ビルの運営管理に関して、維持管理業務を指示、監督する業務
- ③ビルの省エネルギー等に関する診断・コンサルタント業務

◆概ね1年以上とは?

В

- ・実務経験が1年に満たない場合でも、「夏季冷房期」、「春季または秋季中間期」、「冬季暖房期」を通じて実務に従事していれば「概ね1年」として認められます。
- ・実務経験年数は、資格講習受講申請受付期間の最終日現在での実務経験年数とします。

第一種エコチューニング技術者

Step 2 「資格講習受講・修了試験」 平成28年度の講習会開催地・開催日程

開催地区	日程	講習会場/所在地	定員
関東地区	5月 11日(水)・12日(木)・13日(金)	TKP神田ビジネスセンター /東京都千代田区神田美土代町3-2	120名
近畿地区	5月 18日(水)・19日(木)・20日(金)	CIVI研修センター 新大阪東 /大阪市東淀川区東中島1-19-4	100名

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

10

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

第一種エコチューニング技術者

カリキュラム

日程	講習科目等	デキスト
	①エコチューニング事業	
	②地球温暖化の現状と対策	 エコチューニング総論
	③日本のエネルギー情勢	
 第1日	④エコチューニングに関連する法律	
	⑤受変電及び動力設備	
(10:00~17:00)	⑥電力の動力変換装置	
	⑦コージェネレーション	
	⑧再生可能エネルギー	
	9照明設備	
	⑩空調設備	エコチューニング総合管理手法(Ⅰ)
	⑪省エネルギー制御と自動制御	-基礎編-
第2日	⑩BEMSとエネルギー管理	
(10:00~17:00)	③冷凍・冷蔵設備	
	④衛生設備	
	⑤昇降設備	
	1億ビルのエネルギー管理手法	
第3日	◇実践課題審査についての説明	
(10:00~17:00)	◇修了試験(択一問題) (論述問題)	

第一種エコチューニング技術者

Step 4 「実施計画書提出」 平成28年度の実施計画書提出期限は6月29日(水)必着

- ・申込者または申込者が所属する企業が管理されている建築物を対象として、夏季2ヶ月間(7月・8月)の「エコチューニング実施計画書」を作成し、エコチューニング推進センターに郵送により提出します。
- ・「エコチューニング実施計画書」の作成方法、様式等は第一種エコチューニング技術者資格講習会において説明します。
- ・<u>実践課題で対象とする建築物を選定できない場合</u>は、エコチューニング推進センターで課題 作成に必要な模擬建築物の諸条件を提示し、それに基づいて実践課題を作成していただきま す。

Step 5 「実施指導」 実施指導期間は7月1日(金)~8月31日(水)

・作成したエコチューニング実施計画書を作成した建築物で、実施計画書にしたがい夏季2ヶ月間(7・8月)エコチューニングを実践または実践指導します。

Step 6 「実施報告書提出」 平成28年度の実施報告書提出期限は9月20日(火)必着

- ・実施したエコチューニングの結果をもとに「エコチューニング実施報告書」を作成し、エコ チューニング推進センターに郵送により提出します。
- ・「エコチューニング実施報告書」の作成方法、様式等は第一種エコチューニング技術者資格講習会において説明されます。

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

12

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

第一種エコチューニング技術者

Step7 「実践課題審査」

・提出された「エコチューニング実施計画書」及び「エコチューニング実施報告書」により実践課題が審査されます。

Step8 「認定」

平成28年度は、11月25日(金)に実践課題審査結果通知/認定証書を送付します。

- ・エコチューニング推進センターより実践課題審査結果及び合格者には「第一種エコチューニング技術者認定証書」が交付され、申込者本人宛に通知・送付されます。
- ・認定された技術者は、「第一種エコチューニング技術者」の名称と「エコチューニングロ ゴマーク」を使用することができます。



第二種エコチューニング技術者

Step 1 「資格講習受講申請 | 平成28年度の申請期間:4月11日(月)~5月13日(金)

- ◆受講申請の提出書類
 - 1. エコチューニング技術者資格認定講習会受講申込書(様式1)
 - 2. 実務経験証明書(様式2) または受講資格に係る所持資格等を証明する免状等(写)
 - 3. 添付書類
 - · 受講料振込票(写)

<注意事項>

- 1. 虚偽の申請があった場合は、「認定」が取り消されることがあります。
- 2. 提出された申請書類は、理由の如何にかかわらず返却はいたしません。
- ◆受講申請書類の送付先(消印有効)

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5 – 12 – 5 ビルメンテナンス会館 5 F 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会内 エコチューニング推進センター

◆受講申請様式の入手方法

受講申請に必要な申請様式は、エコチューニング推進センターホームページよりダウンロードできます。

郵送による入手を希望される場合は、92円切手を貼り返信先を明記した返信用封筒(定型: 長型3号封筒)を同封の上、郵送でご請求ください。

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

14

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

第二種エコチューニング技術者

受講資格:次のA·Bいずれかの要件を満たしていなければなりません

①技術士(建設・電気電子・機械・衛生工学)、②エネルギー管理士、③建築設備士、 4 電気主任技術者、⑤ボイラ技士(特級・1級)、⑥建築物環境衛生管理技術者、⑦ビル 設備管理技能士(1級)、⑧設備設計一級建築士のいずれかの資格を所持していること。

B ①ビルの設備(電気・空調・給排水衛生設備等)の維持管理業務の実務経験が3年以上であること。

・実務経験年数は、資格講習受講申請受付期間の最終日現在での実務経験年数とします。

第二種エコチューニング技術者

Step 2 「資格講習受講・修了試験」 平成28年度の講習会開催地・開催日程

開催地区	日程(案)	講習会場/所在地	定員
東北地区	8月 1日(月)・2日(火)・3日(水)	TKPガーデンシティ仙台 /仙台市青葉区中央1-3-1	50名
関東地区	8月 29日(月)・30日(火)・31日(水)	損保会館 /東京都千代田区淡路町2-9	150名
近畿地区	9月 12日(月)・13日(火)・14日(水)	新大阪丸ビル別館 /大阪市東淀川区東中島1-18-22	100名
九州地区	8月 22日(月)・23日(火)・24日(水)	電気ビル カンファレンス /福岡市中央区渡辺通2-1-82	50名

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

16

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

第二種エコチューニング技術者

カリキュラム

	講習科目等	テキスト
	①エコチューニング事業	
	②地球温暖化の現状と対策	 エコチューニング総論
) 第1日	③日本のエネルギー情勢	エコテユーニング 秘誦
第1日 (10:00~17:00)	④エコチューニングに関連する法律	
(10:00 17:00)	⑤エネルギー管理の基礎知識	
	⑥建築関係	
	⑦電気理論	 エコチューニング総合管理手法(I)
	⑧熱機関の動作原理	-基礎編-
	⑨冷凍機関係	
第2日	⑩空気調和	
(9:00~17:00)	[⑪自動制御	
	迎熱源設備(チューニング手法)	
	⑬空調設備(チューニング手法)	
第3日 (9:00~15:30)	⑭電気設備 (チューニング手法)	】エコチューニング総合管理手法(Ⅱ)
	⑤照明設備 (チューニング手法)	-実践編-
	⑩給排水衛生設備 (チューニング手法)	
	⑪建築設備・その他(チューニング手法)	
	◇修了試験(択一問題)	

第二種エコチューニング技術者

Step3 「修了試験結果通知」

・エコチューニング推進センターより修了試験の結果が申込者本人宛に郵送にて通知されます。

Step4 「認定」

平成28年度は、9月30日(金)に修了試験結果通知/認定証書を送付します。

- ・エコチューニング推進センターより修了試験の合格者には「第二種エコチューニング技術者 認定証書」が交付され、申込者本人宛に送付されます。
- ・認定された技術者は、「第二種エコチューニング技術者」の名称と「エコチューニングロゴマーク」を使用することができます。



公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

18

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

エコチューニング技術者資格の更新

- ・資格認定の有効期間は第一種・第二種ともに5年(認定を受けた日から5年 を経過した日の属する年度の3月31日)です。
- ・認定の更新を希望する場合は、エコチューニング推進センターが開催する 「更新講習」を受講することで更新(有効期間5年)することができます。

エコチューニング技術者資格の抹消

- ・エコチューニング技術者資格の認定を受けても、次のいずれかに該当した場合は、その認定が抹消されることがあります。
 - 1. 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 2. 関係法規に違反し、罰金の刑に処せられたとき。
 - 3. 虚偽または不正の事実に基づいて認定を受けたことが判明したとき。
 - 4. 名義貸し転貸の事実が判明したとき。
 - 5. 認定者がその業務に関し不誠実な行為をしたとき。

エコチューニング技術者資格認定講習の受講料等

種別	受講料金 (消費税別)	備考
第一種エコチューニング技術者	85,000円	・テキスト代含む
第二種エコチューニング技術者	50,000円	・テキスト代含む
第一種エコチューニング技術者認定更新 第二種エコチューニング技術者認定更新	15,000円	・資格認定の有効期間(5年)の 更新時の講習費用
資格講習修了試験再受験※1	5,000円	
実践課題再審査**2	10,000円	
認定証書再交付	5,000円	

- ※1:前年度の「資格講習修了試験」に不合格となり、翌年度の「資格講習修了試験」を受験する場合に適用 されます。
- ※2:前年度の「実践課題審査」に不合格となり、翌年度の「実践課題審査」を受ける場合に適用されます。
- 注:第一種エコチューニング技術者資格認定講習修了試験不合格者で、翌年度の資格認定講習修了試験から再受験する場合の「資格講習修了再受験料」及び「実践課題再審査料」は、申請時に一括納付することになります。

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

20

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

エコチューニング事業者認定制度

エコチューニング事業者とは

エコチューニング認定制度における「事業者認定」を取得した事業者で、エコチューニングビジネスを主体的に担う事業者です。オーナーとのWin-Winを目指すエコチューニング契約の成立に、信頼と安心の証である「事業者認定」をお役立てください。 事業者認定は、環境省が定めた「エコチューニング認定制度運営ガイドライン」にもとづいて、平成28年度から開始いたします。

省エネルギー・環境負荷低減の技術力・提案力を評価します

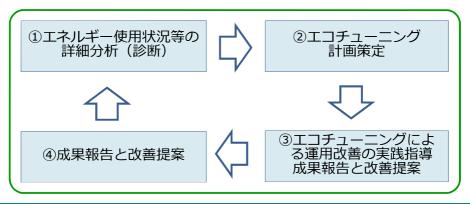
事業者認定に当たっては、エコチューニングの実施能力(技術力、提案力)に加え、経営状況・法令遵守体制、エコチューニング技術管理者等の選任状況、マネジメントシステムの整備状況、関連・類似業務の実績などについて評価・確認を行います。それらの基準をすべてクリアすればエコチューニング認定事業者となります。

環境省から選定された公益社団法人全国ビルメンテナンス協会のエコチューニング推 進センターが、本制度を運営し、事業者認定を行います。

エコチューニング事業者認定制度

エコチューニング事業者の業務

エコチューニング事業者の業務は、対象となる業務用等建築物の「①エネルギー使用 状況等の詳細分析」を行い、その結果を踏まえて、「②エコチューニング計画を策定」 し、ビルオーナー等との契約に基づいて、「③エコチューニングによる運用改善の実践 指導」を行い、さらに、一定期間実施後、「④成果報告と改善提案」を行うことです。 このようにして、エコチューニングの取組を持続的・継続的に実施していくことが求 められます。



公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

22

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

エコチューニング事業者の認定を受けるために

Step1 申請書類の 作成及び申請 Step2 申請内容の 確認 Step3 審査と 認定 Step4 認定後

Step 1 申請書類の作成及び申請

★「エコチューニング事業者認定制度要綱」に定める書類を作成し、申請期間内に申請書を 提出します。

Step 2 申請内容の確認

★申請された書類は、記載内容の確認が行われ、必要に応じて書類の再提出やヒアリング等が行われます。

Step 3 審査と認定

- ★Step 2 の確認を経て、エコチューニング推進センターが設置する二つの委員会で審査が 行われ、認定の可否が決定されます。
- ★認定された事業者は、エコチューニング事業者として「認定証書」が交付され、「エコ チューニング事業者」の名称と「エコチューニングロゴマーク」が使用できます。また、 ホームページ等を通じて広く公表されます。

Step 4 認定後

★毎年4月に、前年度実施したエコチューニング業務を報告していただきます。優秀な事例 は、セミナーやホームページ等で紹介させていただきます。

認定期間と申請から認定までのスケジュール

- ★認定は毎年2回、3月1日と9月1日に行われます。平成29年3月1日が第1回認定となります。
- ★認定の有効期間は「<mark>認定日から3年間</mark>」となります。更新を希望する場合は、改めて<mark>更新の</mark>申請をして審査を受けなければなりません。

時期	内容	
12月	認定申請受付開始	
12月~翌年1月	申請書類に基づく内容の審査・確認	
2月中旬	認定審査(エコチューニング推進センター)	
3月1日	認定・認定証書交付・認定事業者公開	
6月	認定申請受付開始	
6月~7月	申請書類に基づく内容の審査・確認	
8月中旬	認定審査(エコチューニング推進センター)	
9月1日	認定・認定証書交付・認定事業者公開	

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

24

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

エコチューニング事業者認定申請の方法

- ★「エコチューニング事業者認定申請書」に必要書類を添えて、 (公社)全国ビルメンテナンス協会エコチューニング推進センターへ持参するか、郵送で申請します。
- ◎申請時に提出する必要書類には、指定された様式の申請書類のほか、申請事業者が作成しなければならない書類があります。
- ・指定された様式の申請書類
 - ①誓約書(様式2)、②事業概要書(様式3)、③エコチューニング技術管理者及び品質管理責任者選任状況一覧表(様式4)、④暴力団排除に関する誓約書(様式5)、⑤エコチューニング業務(類似業務)実績報告書(様式6)、⑥保険契約に関する証明書(様式7)
- ・申請事業者が作成しなければならない書類
 - ⑦決算書(直近3か年分)、⑧エコチューニング技術管理者に係る資格認定証書(写)、
 - ⑨登記簿謄本、⑩個人情報保護規程、⑪品質方針・目標を記載した書面及び品質管理マニュアル、⑫申請手数料納付書(写)
- ※⑪についてはISO9001(品質マネジメントシステム規格)登録証(写)で代替することができます。

エコチューニング事業者の認定要件等

認定は、法人単位での認定となります。また、認定を受けるためにはエコチューニングの 提案能力や実施能力等、次の1~5に定める各項目の要件を満たしていなければなりません。

1. 業務の実施能力

- (1)エコチューニング技術管理者の選任に関する事項
 - ※エコチューニング技術管理者とは、次の①~③のいずれかに該当する者をいいます。
 - ①「第一種エコチューニング技術者」の資格を有する者。
 - ②一般財団法人省エネルギーセンターが認定する「ビル省エネ診断技術者」又は「エネルギー診断プロフェッショナル」の認定を受けている者で、エコチューニング推進センターが実施する「認定講習*1」を修了した者。(平成30年度までの取扱い)
 - ③「第二種エコチューニング技術者」の資格を有する者で、エコチューニング推進センターが実施する「補足講習*1」を修了した者。(平成30年度までの取扱い)
 - ※1:講習会の開催は、エコチューニング推進センターより別途お知らせします。
- (2)第二種エコチューニング技術者の就業に関する事項

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

26

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

エコチューニング事業者の認定要件等

2. 経営状況等

- (1)反社会的勢力との関係に関する事項。
- (2)経営状態に関する事項。
- (3)個人情報保護に関する事項。
- 3. マネジメントシステム整備
 - (1)提供する業務の品質方針・目標に関する事項。
 - (2)品質管理責任者の選任に関する事項。
 - (3)品質管理に関する事項。

4. 関連・類似業務の実績

(1)本業務及び省エネルギー診断等の類似業務の実績に関する事項

5. 賠償資力

(1)賠償資力の確保に関する事項

申請手数料及び認定料

▶ 申請手数料:50,000円(消費税別)

- ◎申請書類の提出と同時に、「申請手数料50,000円(消費税別)」を納入いただきます。
- ◎一旦ご納入いただいた「申請手数料」は、返金いたしません。

➢ 認 定 料:200,000円(消費稅別)

- ◎「合格」の審査結果通知を受けた事業者は、「認定料として200,000円(消費税別)」を 指定期日までに納入いただきます。
- ◎一旦納入いただいた「認定料」は返金いたしません。

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 Japan Building Maintenance Association

28

環境省主催 「平成27年度 エコチューニングビジネスモデル確立事業 成果発表会」

2016年3月16日

認定事業者だけが「名称」と「エコチューニングロゴ」 を使用できます

認定事業者だけが「エコチューニング事業者」の名称と「エコチューニングロゴマーク」を使用することができます。



- ★エコの「E」「C」「O」の文字を立体的に組み合わせたシルエットをビルに見立て、 そこから新しい芽が出てくるというイメージです。
- ★「エコチューニングの取り組みを進め、未来の地球環境を守る」というメッセージが 込められています。

問合せ先



エコチューニング推進センター

http://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館5F (公益社団法人全国ビルメンテナンス協会内)

TEL 03-6806-7311 FAX 03-3805-7561 Email eco-tuning@j-bma.or.jp



ご静聴ありがとうございました